

臨床倫理認定士 更新手続き

よくあるご質問（FAQ）

臨床倫理認定士の更新手続きについて、よくお問い合わせいただく内容をまとめました。
申請書類作成の際にご参照ください。

Q1. 上級臨床倫理認定士の資格を持っていますが、基礎臨床倫理認定士の更新も必要ですか？

A. はい、必要です。

基礎臨床倫理認定士と上級臨床倫理認定士は、それぞれ別の認定資格として取り扱っております。上級臨床倫理認定士の資格をお持ちの場合も、基礎臨床倫理認定士については5年ごとの更新手続きが必要です。

Q2. 更新単位は「年間」の単位数ですか？それとも「各回」の単位数ですか？

A. 各回のご参加ごとにカウントします。

- ・倫理委員会参加：1回につき2単位
- ・倫理コンサルテーション参加：1回につき2単位
- ・倫理カンファ参加：1回につき1単位

倫理委員会についても「1年間の任期で○単位」ではなく、実際に参加された回ごとにカウントしてください。

Q3. 様式2の「証拠書類番号」とは何ですか？

A. ご提出の際に任意で付していただく番号です。様式2に記載した実績と、添付する証拠書類との対応が分かるよう、それぞれに同じ番号を付してください。

Q4. 参加実績が多く、様式2に書ききれない場合はどうすればよいですか？

A. Excel書式の行を追加してご記入いただいで差し支えございません。また、更新に必要な15単位を満たしている場合は、それ以降の実績については省略いただいても構いません。

Q5. 年次大会の参加証を保管していません。領収証のコピーでもよいですか？

A. 領収証のコピーをご提出いただいで差し支えございません。なお、年次大会は各大会の運営事務局が異なるため、日本臨床倫理学会事務局では過去の参加履歴を確認できない場合があります。

※ 更新条件・申請期間・提出方法等の詳細は、学会ホームページおよび更新対象者へお送りするご案内をご確認ください。